

## 後期高齢者医療窓口負担割合の見直しについて

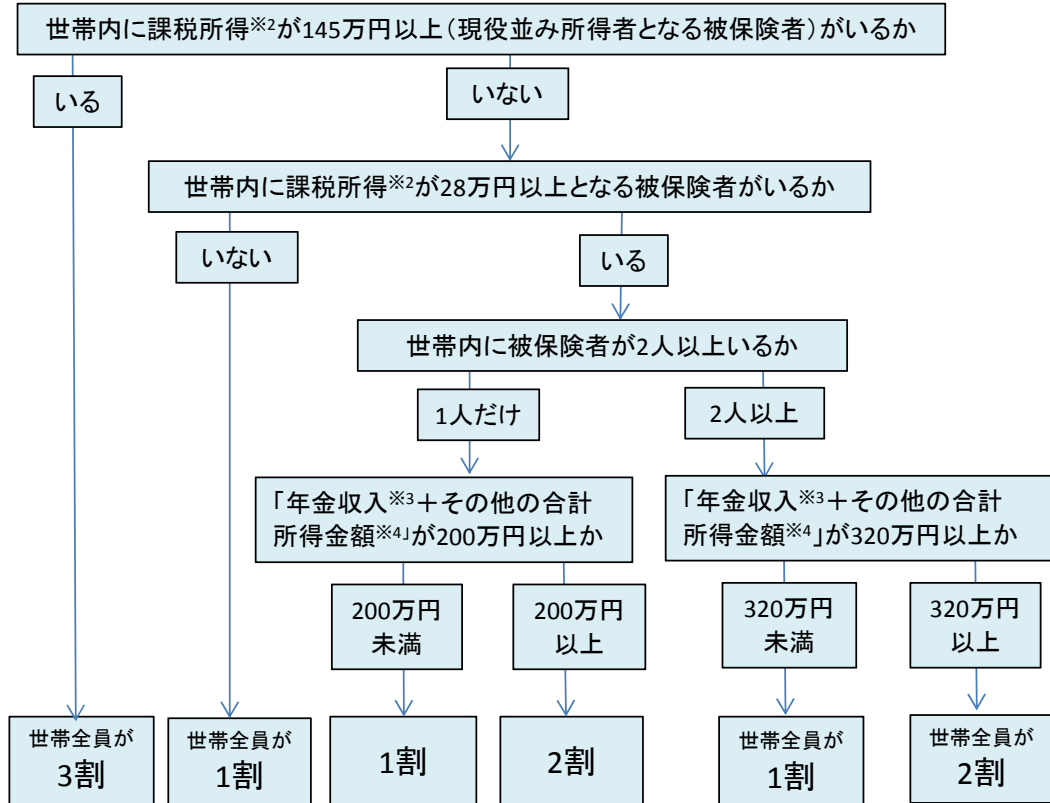
一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の自己負担割合が変わります！

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等<sup>※1</sup>)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方等の課税所得<sup>※2</sup>や年金収入<sup>※3</sup>をもとに、世帯単位で判定します。

令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から	
区分	自己負担割合	区分	自己負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割	一定以上所得のある方	2割
		一般所得者等	1割

## 自己負担割合判定チャート



- ※1 「75歳以上の方等」とは、75歳以上の方および65～74歳で一定の障害状態にあると広域連合から認定を受けた方。(後期高齢者医療の被保険者)
- ※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金控除、所得控除(基礎年金者社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことでです。

## 自己負担割合が「2割」となる方への負担軽減(配慮措置)について

令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間、自己負担割合が「2割」となる方に対し、急激な自己負担額の増加を抑えるため、外来医療の負担増加額の上限が1か月あたり最大3,000円までとなります(入院の医療費は対象外)。上限額を超えて支払った金額は高額療養費として、あらかじめ登録されている金融機関口座に後日支給します(払い戻します)。

### 【例】1か月の医療費全体額が「50,000」円の場合

窓口負担割合が1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合が2割のとき ②	10,000円
負担増 ③(②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 ③-④	2,000円

### 医療費負担窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせ

「沖縄県後期高齢者医療広域連合」(098-963-8011)または  
「西原町役場 健康保険課」(098-911-9163)までお問い合わせください。

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、  
厚生労働省コールセンター(0120-002-719)にお問い合わせください。

### ご注意ください！！

- ・厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは、絶対にありません！
- ・ATMの操作をお願いすることは、絶対にありません！
- ・不審な電話等があったときは、警察署や警察相談専用電話(#9110)、または消費者生活センター(188)にお問い合わせください。